

再入学試験関連規程

大阪産業大学学則 【抜粋】

(再入学)

第14条 本学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならぬ。

- (1) 自己の都合により本学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者
- (2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に除籍後3年を超えない者

2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えて再入学の出願を認めることができる。

(入学手続)

第18条 入学試験(編入学試験、再入学試験および転入学試験を含む。)に合格した者が、所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかった者に対しては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

(規程の適用)

第51条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したもの除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

別表第3(大阪産業大学学則)【抜粋】

1、学費

(1) 入学金 (単位 円)	
再入学金	10,000 円

大阪産業大学学部通則【抜粋】

第3条 学則第13条から第15条までに定める編入学、再入学および転入学(以下「編入学等」という。)の志願者は、次の書類を、所定の検定料(再入学志願者は除く。)とともに、期限までに提出するものとする。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業または修了証明書、成績証明書および各科目の単位数の配当時間表
- (3) 再入学できることを証明する書類(再入学志願者に限る。)

(編入学等の選考方法)

- 第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学は学科試験を省略することができる。
- 2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。
- 3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。
- (1) 国際学部においては、小論文とする。
 - (2) スポーツ健康学部においては、小論文および体育実技とする。
 - (3) 経営学部においては、小論文および外国語（英語）とする。
 - (4) 経済学部においては、小論文と、外国語（英語）または数学とする。
 - (5) (削除)
 - (6) (削除)
 - (7) 情報デザイン学部においては、数学および外国語（英語）とする。
 - (8) 建築・環境デザイン学部においては、小論文および外国語（英語）とする。
 - (9) システム工学部においては、数学および外国語（英語）とする。
- 4 編入学生の単位認定は、科目ごとの単位認定は行わず、入学前の修得単位をもって当該学部学科が指定した所要の単位を修得したものとみなす。ただし、スポーツ健康学部スポーツ健康学科および建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科にあっては、この限りでない。
- 5 再入学および転入学を許可された者のすでに修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 6 (削除)
- 7 転入学試験に合格した者は、入学手続の際、必ず以前に在学していた大学の退学証明書を提出すること。提出なき場合は入学を許可しない。

大阪産業大学再入学規程【抜粋】

(準拠)

第1条 大阪産業大学学則第14条による再入学については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、再入学後、成業の見込みがある者でなければならない。

2 退学または除籍になった日から3年を経過した者は再入学を志願することはできない。ただし、特別な理由があり、学長が出願を認めた者については、この限りでない。

(出願できる学科)

- 第2条の2 再入学を出願できる学科は、退学または除籍前の学部の学科、専攻またはコース（以下、「学科等」という。）とする。
- 2 経済学部においては、退学または除籍前の学部または学部の学科とする。

3 改組等により前2項に定める学科等が存在しない場合は、退学または除籍前と同等分野の学科等がある場合に限り出願することができる。

4 退学または除籍前の学科等が、名称変更、募集停止またはそのいずれかの予定がある場合は、学長が相当であると認める学科等に出願することができる。

(再入学の年次)

第2条の3 再入学を許可する年次は、退学または除籍となった年次とする。ただし、退学日が学年末であるときは進級要件を満たしていない場合を除き、退学時に引き続く年次とすることができる。

(出願手続)

第3条 再入学を希望する者は、再入学しようとする学年始めの直近に実施される再入学試験要項に定める書類を、所定の期日までに教務課を経由し、学長に願い出なければならない。

2 検定料および再入学金については、別に定める。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(選考)

第5条 再入学の選考は、大阪産業大学学部通則第4条を適用する。

2 大阪産業大学学部通則第3条の出願者について、大阪産業大学教授会規程に定める当該教授会は、再入学の可否および再入学年次について審査する。

(再入学の手続)

第6条 前条において再入学を認められた者は、所定の期日までに、学費納入規程に定める学費を納入し、手続きを完了しなければならない。

(修業年限ならびに在学期間および休学期間)

第6条の2 再入学を許可された者の修業年限は、再入学した学科等の修業年限を適用し、在学期間および休学期間は、退学または除籍前の在学期間および休学期間をそれぞれ通算するものとする。

(再入学者の適用学則等)

第7条 再入学を許可された者には、許可学年次学生に適用している学則およびその他諸規程を適用する。

(再入学の制限)

第7条の2 再入学者が再入学後に再び退学し、または除籍となったときは、その後の再入学を認めない。

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

再入学試験関連規程（大学院）

大阪産業大学大学院学則【抜粋】

（退学）

第35条 病気その他の理由により退学しようとするときは、所定の退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項により退学した者、学費未納により除籍された者および博士後期課程を単位取得退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可することができる。ただし、博士後期課程にあっては退学後、6年以内に再入学を願い出るものとする。
- 3 博士後期課程を単位取得退学した者が、学位論文審査を受けるために再入学するは、再入学金、授業料および教育環境充実費を免除し、別に定める審査料を納めるものとする。

（諸規程の準用）

第53条 学則に定めるほか、大学学則およびその他の諸規程を準用する。

大阪産業大学大学院学費納入規程【抜粋】

別表第1

1、学費

(1) 入学金		(単位 円)
再入学金		10,000 円

大阪産業大学大学院学位規程【抜粋】

（博士論文の提出）

第7条

- 2 博士論文を提出し得る期間は、博士後期課程進学後10年以内とする。この場合において、博士論文は、在学中に提出するものとする。